

## まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成24年度 第2回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成25年1月10日(木曜日) 午後3時 から 午後5時
開 催 場 所	瑞穂市役所 議員会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の取り組み状況について</li> <li>・パンフレット等条例周知啓発について</li> <li>・その他(多治見市の「是正請求手続条例」について)</li> </ul>
出席委員 欠席委員	<p>&lt;出席委員&gt; 会長 中村 良、副会長 鳥居与記、大池義之、加藤 央、棚橋和子、 豊田英二、中村美奈、廣瀬英昭、廣瀬彌恵子、若園昭夫</p> <p>&lt;欠席委員&gt; 古川正敏、眞鍋敏克</p>
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍 聴 人 数	0 人
審議の概要	<p><b>開会</b></p> <p><b>あいさつ</b></p> <p><b>【会長】</b> 前回の委員会で会長の職を拝命させて頂きましたので、この委員会の運営を皆様のご協力をもって進めさせていただきたいと存じますので、何卒ご協力をお願いします。本日の会議の大きな流れになりますが、全体として2つに分かれると思います。まず報告事項、それから審議事項になります。</p> <p>前回会議の概要、それから市の取り組み状況及びパンフレット等の条例周知啓発についての報告事項になります。次に、審議事項として、前回会議の積み残しとして、市長からの諮問事項に関する件、それから多治見市の「是正請求手続条例」に関する件について進めて行きたいと思います。</p> <p>会議に先立ち、副市長からご挨拶いただきます。</p> <p><b>【副市長】</b> 会長からお話ありがとうございましたとおり、前回、第1回の推進委員会を開催しまして、その時の積み残し案件もあるわけですが、そういったことも踏まえご検討をいただきたいと思います。この条例が施行されましたのは、昨年4月1日でございます、試行錯誤しながら市においても「情報の提供」という観点から進めさせていただいております。ちょうど、来週から新年度予算編成の査</p>

定を行います。まちづくり基本条例の理念がいかにより具現化された形の事業が各部署から提案されるのか、私自身楽しみにしておるところでして、反面それがなければ、もう少し進めなければならぬということを行って行かなければならぬと考えております。そういった前提において、本日この会議を開催して頂いたことは時期に叶ったものであると感謝しております。皆様の忌憚のないご意見を賜り、まちづくり基本条例の理念に基づいた事業展開ができますよう努力いたしますので、本日はよろしくご議論のほどお願いいたします。

## **報告事項1 「2. 第1回推進委員会の概要」**

### **【会長】**

ありがとうございました。

今回は、各委員の自己紹介をしていただき、会長の選任ということで、私が会長に選任していただいたということになっております。各委員の方々が、必ずしもこの条例の策定に携わった方ばかりではございませんので、まず「まちづくり基本条例」がどういったものなのか事務局から説明を受けました。その点について確認させていただきたいのですが、添付資料のパンフレットをご覧くださいなのですが、2ページに条例の一部抜粋がありまして、「第1条 目的」という部分になりますが、「市民・市議会・市役所（市の執行機関）の役割を明確にして、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを進めます。」となっており、これを中心に市民が主体となってまちづくりを進めますという内容になっています。この条例のポイントとしては、「情報の共有」、「参画」、「協働」がその柱としてあるのですが、私なりの理解としては、「情報の共有」と「参画」はどちらかと言うと手段であり、その目的は「協働」であると考えます。行政、議会、市民が対等の立場に立ってまちづくりを推進するためには、「情報の共有」、「参画」という手段がなければできない、一緒になって汗をかかなければ推進できないものと考えております。では、この推進委員会とは一体どういった立場なのかということですが、6ページを開いていただきたいのですが、基本条例本文の第10章第21条に「まちづくり基本条例推進委員会」についての規定があります。「第1項 まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。第2項 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。第3項 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。第4項 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。」となっており、まちづくり基本条例の理念に基づいて、市の行政運営が行われているかどうかについて、私なりの理解になりますが、それをチェックすることも役割になってくるものと考えます。

当初、この推進委員会の位置付けは、行政にアドバイスするという位置付けとするのか、行政活動をチェックするという位置付けとするのかについて議論があったと聞いておりますが、条例制定の経緯を調べさせていただいたところ、単にアドバイスをするばかりでなく、第21条第3項にありますとおり、「推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い」とありますので、「諮問される事項のほか」という部分において、諮問事項がなくても委員会として必要があれば審議、評

働することができるということですので、この委員会として独自に審議対象を選定し、それについて検討することができるというのがこの委員会の位置付けになります。次に、前回会議でご説明できなかったこととなりますが、この委員会の招集権者は誰になるのか、この委員会を開催したいと言え、開催できるのかということになります。第21条第4項で、「前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。」となっており、「別に定めます。」となっている部分は、本日の資料で参考資料に添付しております「瑞穂市附属機関設置条例」の中に規定されております。参考資料の第7条をご覧くださいますと、第3項に「会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長になるほか、会務を総理する。」さらに、第8条第1項では、「会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。」という定足数に関する規定があり、第2項で「会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」ということになっておりますので、議事について賛否が分かれた際は、多数決で決めることとなります。まとめますと、まず、この委員会は、市長から諮問があった場合、それに応じて委員会を開くこととなります。ただし、市長から諮問がない場合でも、委員会の総意として開催する必要があることになれば、会長権限で会議を開催することが可能であるということになります。以上の点、確認事項として皆さんよろしいでしょうか。

## 報告事項2 「3. 市の取り組み状況について」

### 【会長】

（事務局に説明を求めた。）

### 【事務局】

「3. 市の取り組み状況について」の説明をさせていただきます。資料は、別添資料1になります。前回の会議において市の取り組み状況として、120項目程度の事業を挙げさせていただいた資料がありまして、その中で「情報の共有」という分類をした事業について、「まちづくり基本条例ができる前から実施しているものもあるのではないか」というご指摘をいただいておりますことから、今回資料1の「例規から見るまちづくりに対する取り組み一覧」を作成したものでございます。瑞穂市の実施している事業のほとんどは、この一覧にありますとおり、条例をはじめとする例規により体系付けられておりまして、これに基づき事業実施を行っていることとなります。この一覧は、まちづくり基本条例に関連すると思われる例規について、基本条例の柱である「情報共有」、「参画」、「協働」というカテゴリーを大区分として分類し整理したのになっております。そして、その例規が基本条例の条文中のどの部分に該当しているのかというのを、中区分として分類したのになっております。今回この資料を提示させていただいたのは、個別の例規について審議していただくことを目的としている訳ではなく、従前からまちづくり基本条例の理念に沿った取り組みの仕組みは存在しており、その大半は条例など例規を基にして実施されているということをご理解いただくためのものであります。一覧表の中程に「条例の主旨（目的）」という項目がございますが、この部分がまさにまちづくりに対する取り組みそのものに当たる部分になりまして、資料1 1ページの「第2編 議会」のところで言いますと、「議会広報の発行に関する要綱」という例規があり、条例の主旨の欄を見ますと、「第5条 議会広報は、必要

と認められる事項の結果又は経過を掲載する。」とあります。これは基本条例に照らした場合、「情報の共有」という点でその取り組みに当たるということとなります。その具体的内容につきましては、一番右の欄の「主な内容等」という部分にあり、議会が発行している「議会だより」という媒体を使って実施されているということでありまして、この取り組みは従前から実施されているといういわゆる「既成の取り組み」になるということになります。

この一覧表は、例規に記載された取り組みについてのみ掲げてありますが、実際にはこの一覧表に記載されていない取り組みもあります。例えば、「広報みずほ」というものがありますが、これについては、「広報誌を毎月発行する」という例規は、瑞穂市条例の中に存在していません。しかし、実際には毎月広報誌としてにさまざまな情報を掲載し、市民の皆様にお届けしております。また、瑞穂市合併10周年記念事業実行委員会という組織がありますが、この組織は実際に今活動して頂いておるところですが、この組織についても例規上どこにもその位置付けはございません。しかし、組織を立上げ、事業運営にご尽力いただいておりますという事案もございますことから、形にはまらないような案件については、例規になじまないという事情もあり、例規にはあえて規定していないが、まちづくりのに対する取り組みとして、市と市民が協働で進めている取り組みもあるということをご理解していただきたいという意味でご紹介させていただいたものです。説明は以上になります。

#### 【会長】

以上の点につきまして、委員の皆様何かご質問等ございますでしょうか。  
(質問なし)

#### 報告事項3「4. パンフレット条例周知啓発について」

##### 【会長】

(事務局に説明を求めた。)

##### 【事務局】

(資料2を用いて市の条例周知啓発活動の状況及び今後の条例周知啓発活動(案)について説明をした。)

##### 【会長】

各委員の皆様何かご質問等ございますでしょうか。

##### 【D委員】

まちづくり基本条例の紹介ということで、行政では「出前講座」というのがあると思いますが、この条例が出前講座の対象となった事例はありますか。

##### 【事務局】

これを取り上げた講演や講座の依頼は現時点でございません。

##### 【D委員】

この件につきまして、今までの状況でいきますと、合併10周年記念事業実行委員会の件は別としまして、どちらかと言えば、行政から市民へ一方的に資料を紹介する形で実施しており、市民からの反応を確認できるような取り組み

としてはあまり感じられないのですが、是非これからは、市民と密接な関係のもとでこのテーマについて進めていくことがいいのではないかと思います。

**【副会長】**

D委員の意見に関連しますが、市民がこのパンフレットをもらって説明を聞いても、市民としてどうするのか、どう関わるのかイメージができないと思います。そういう意味では、まちづくり基本条例を有効的に機能させる為に、何故この条例を作ったのか、これによってどう変わるのかということ、具体的な例をもって説明することがないと、なかなか市民にとってみてもこれに沿った行動は起こせないのではないかと思います。D委員のお話にもありました「出前講座」でもあれば、細かいところまで説明ができる機会になるので、そういった機会や説明する内容について、皆さんで意見を出してスキルアップしていく必要があると思います。

**【会長】**

審議事項の中で、今後この委員会がどのような内容について、どのように進めていくか審議しますので、本件報告事項に関する部分のみに関して質問があればお願いします。

**（質問なし）**

後ほど、パンフレット等についての事項について、審議が必要場合は審議します。

**審議事項1「多治見市「是正請求手続条例」について」**

**【会長】**

（事務局に説明を求めた。）

**【事務局】**

前回会議において、瑞穂市においても多治見市の「是正請求手続条例」のような制度を取り入れることは考えているか、というご質問をいただいておりますので、今回資料を作成し説明させていただくことになりました。

（資料3に沿って説明を行った。）

**【副会長】**

「是正請求手続条例」については、市民が意義申し立てがある際、声を上げるための権利を担保するもので、これがあることで、行政においても市民から監視されていることになるので、お互い緊張感が生まれてくる役割を果たすものでありまして、瑞穂市のまちづくり基本条例には、今のところこういった制度規定は存在しないので、こういった制度があれば、有益なものになるのではないかという意味でご意見申し上げた次第です。

**【D委員】**

多治見市の条例制定までの動きの中で、議会で条例案が不成立になったこと、また、国会において行政不服審査法の一部改正法案が廃案になったことについて、何故そのような結果になったかの理由を教えてください。

**【会長】**

会長としてご提案させていただきたいのですが、前回の会議後、ある程度この条例について調べたのですが、「是正請求手続条例」が制定されることで、どのようなメリット、デメリットがあるのかということにを、上手く説明できていなかったことから、D委員のおっしゃるようなご質問があるのだと思います。もし、お許しいただけるなら、次回の推進委員会の場に、地方自治法が専門の朝日大学の高梨専任講師を講師としてお招きし、この条例について皆さんからの質問にお答えしていただき、その上で、この件をこれをどうするのかということについての審議を進めたいと思いますが、如何でしょうか。

**【B委員】**

前回会議を欠席しており、今この件について理解しようとしておりましたところですが、元々は、まちづくり基本条例の第10条に関連するお話になるということですか。第10条は、「市民の権利利益を保護する」という意味の条例になっておりますが、多治見市の「是正請求手続条例」は、内部告発をしたときに、通報者が不利益な取扱いを受けないようにすることを目的として制定された条例のような印象を受けるのですが。不服申立をすると、それに連動して内部告発をするようなことになると思われますので、この案件は、第10条に関する論点とは少しずれているように感じます。この件については次回の会議で改めてお伺いします。

**【F委員】**

多治見市の「是正請求手続条例」は、瑞穂市の「まちづくり基本条例」とは合い入れない部分が多々出るものと思います。この議論を行うのであれば、こういった条例を制定するか否かの議論をしなければならないものであり、条例の細かい内容について審議することにはどうかと思います。

**【会長】**

この条例の解説については、法律との関連性もありますことから、そういった知識を深めるという意味においても、専門家のアドバイスをいただき、皆さんの勉強も兼ねて、それが審議に値する案件かどうかをご議論いただきたいと思います。制定後間もない瑞穂市のまちづくり基本条例を改正するかどうかという議論はさておき、基本条例第10条の改正と捉えるのか、新たな規定を盛り込むことになるのかということについてもご審議いただき、他市においてこうした先進的な取り組みがなされたということ、委員の皆さんに知っていただくということで、価値があると思います。

**【F委員】**

推進委員会の審議事項に該当するかどうか、という問題として考える為には、専門の方の説明をお聞きする必要がありますね。

**【B委員】**

まちづくり基本条例は、ポジティブな動きを誘導するもので、市民の皆さんが参画し、よいまちを作ろうというものであり、そうした動きを進める過程において、行政と市民と議会が動くときに、ひよとしたらある種の権利侵害に当たるような事象が発生するかもしれないことを危惧したものが「是正請求手続

条例」であると思いますので、議論が何故そこにシフトしたか疑問が残ります。

**【副会長】**

多治見市の市政基本条例とは性質は違いますが、瑞穂市まちづくり基本条例第10条では、「別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続きを行います。」となっており、基本条例の中にこういった制度が入っているわけではないので、市民が行政と協働していく中で、こういった制度が入ることは、市民活動に際し、緊張感を持ってまちづくりを推進するためにはあってもよいものであると思っております。ただし、基本条例の中に入れるということではありません。

**【会長】**

こういった議論がどんどん行われてよいと思います。

皆さんが思っておられることをどんどん発言、情報を共有し、審議事項を決めていくことが必要です。条例の主旨からあまりにも逸脱した案件は別として、始めから議論の対象外としてしまうことはせず、それぞれについて建設的に議論を進めたいと思います。

(次回朝日大学の高梨専任講師をお招きし、「是正請求手続条例」について説明を求めることで了承された。)

**審議事項 2 (市からの諮問事項について)**

(事務局に説明を求めた。)

**【事務局】**

前回資料として「基本条例推進実施状況一覧」をお示しさせていただきましたが、市の各課における取り組みに事業を一覧にした内容のものとなり、約120項目ある事業の一つ一つについて、基本条例の理念に沿ったものであるかどうかを審議、評価、検証していくのかというご指摘がございました。

現実的にはそれを行うことは非常に難しいものがあると判断しましたことから、事業一覧の形での市からの諮問は行わないことといたしまして、前回ご説明した内容での諮問を取り下げたいということをお願いします。最終的には、まちづくりに関する取り組みについて評価、検証を行うことになると思われますが、諮問事項は、今後この会議の中で、委員の皆様がピックアップされる案件の中からご選考いただき、その後、市においてその案件が諮問すべき事項であると判断した段階で、別途諮問するという形式をとりたいと考えております。

当面は、先程からのご議論にもありましており、調査、審議を中心に会議を進めていただいております。

**【会長】**

前回の内容での諮問は、取り下げることですね。

基本条例第21条第3項には、諮問事項がなくても「そのほか」というのがありますので、推進委員会が審議、評価することができるという規定がございますことを、改めて確認させていただきます。

今後、こういった形で審議を進めていくべきかという審議に入りますが、各委員のご意見をいただいた上で、審議を進めたいと思います。

### 【F委員】

私はこれまで、まちづくり基本条例の制定に携わってきましたが、主旨は、「協働」ということになると思います。官民のみならず、民民も含めたものであり、要するに、民が主体にならないとだめであろうと思います。第7章 第18条に「協働」に関する条文がありますが、まちづくりは、官だけでは進まないのもので、では、民だけで進められるかということ、これもまた難しいものがあります。条例の第18条第3項には「まちづくりに必要な人材の育成を図る」という規定があります。これに関連したことで、ある街では、まちづくりの推進に関する仕組みを作っておられるところがあり、1つは「まちづくりセンター」という場所を設けているもので、住民が主体となってこの施設を運営しています。ここで、議会や行政との連絡、協議を行ったり、まちづくりに関する取り組みの支援や、ワークショップ等が開催されているというもので、横の連携を行っているという取り組みになります。もう1つは、まちづくり審議会や、まちづくり協議会で、これはこの推進委員会と同じような性格のもので、昨年4月に条例が施行され、条例はできたが、何が変わったのかと言われると、活動報告の説明にありましたように、官が実施してきたものばかりで、しかも、イベントの時に条例を紹介する内容になっております。これでは一過性の活動で終わってしまうので、大きくまちづくりを前進させることにつながらないと思います。「協働」というのは「絆」であり、市民の「絆」をいかに高めていくかということです。瑞穂市の選挙の投票率が県内でワースト1、2位である結果から見ても、地域のことについて市民が話し合うなどの活動を通じた「絆」が欠如している状況があるということだと思います。人口が増加している中、新しく住民になられた方が、瑞穂市のまちづくりにどれだけ関心があるかと言うと、大半の方は関心がない状況になっていると思われま。立派な条例を作っても、案倒れになってうことが危惧されます。現状の活動自体は評価できますが、それ以上の取り組みを進めようとする、官のみでは限界があるのでないかと思ひます。官の担当者は2、3年で人事異動で交代してしまひますので、そのことで取り組みの推進が進まなくなることがあるなど、官においても基本条例の推進に対して、人材を育て、充てるということも必要であろうと思ひます。他市においては、市長自らがまちづくり推進担当職員を直接指名し、民とのつながりを持って進めているという事例もあると聞いております。そういったことから、多角的に推進に関する取り組みを進めていかないといけないわけであり、この委員会においては、その取り組みに対する評価はできても、その活動そのものに対する評価は、諮問されたことでない限り、提言できないことがあり、そういった部分をこの委員会で考えて少しでも進めていけたらよいと思ひます。この委員会が起爆剤となり、まちづくりの行動体となる組織を育成すべきではないかと考えております。

### 【G委員】

前回各課における取り組みについて、情報提供していただいておりますが、事業の中身について、未だ市民には理解されていないと思ひますので、今後、基本条例の理念に沿った活動が十分なされているかどうかについて審議していくことがよろしいのではないかとと思ひます。



**【会長】**

前回資料の市の取り組み事業一覧のそれぞれの内容について、基本条例の理念に基づいて審議していこうという主旨のご意見でよろしいですか。

**【G委員】**

はい結構です。

**【H委員】**

先ほどからの議論にありましたが、条例を制定することにおいては、我々が検討することもできますが、市民の立場に立って、まちづくり活動を盛り上げることについては、我々が入って動くということはほとんどないと思います。市から諮問があり、それを審議することはできますが、市民からの不平不満があっても、それをこの委員会で審議することはできないと思います。策定された条例のここがおかしいということが出ない限り、ここではそういった審議自体できないものと思っております。

**【E委員】**

前回欠席させていただき、今回初めて出席しましたが、難しい言葉がたくさんありましたので、理解できるよう聞いている状況です。皆様のご意見をしっかり伺って、少しでもお役に立てればと思っております。

**【D委員】**

このメンバーで課題を見い出して、それを審議することは、私達の能力ではとても無理だと思います。どのような課題があるかということについては把握し切れないことで、今あるシステムの中で、もっとこの条例の理念を活かし行けるよう方法があるのかどうかという視点で見ますと、市民が主役というのがこの条例の一番の主題ですので、「協働」につながるその前の段階である「市民の自立」、「市民の目覚め」など、そういった動きがあって初めて「協働」につながっていくものと思います。市民が動ける活動としては、「自治会」がそれに当たるものと思います。自治会運営において、自治会連合会があるのですが、私自身自治会長でありますので、総会に行くのですが、その場合は、行政の完全な連絡機関になっており、市民の行政に対する課題を検討する場は全くない状況になっております。市民の立場に立って、そういった問題を考えようとする雰囲気がないということは、この状況を見ればはっきりしていると言えます。考えを変えていくためには、自治会連合会という組織があるわけですので、もっとそういった場を活かす余地は十分考えられるような気がします。市民がどのように自分の立場を自覚し、目覚め、立ち上り、参加するかということが課題となるわけです。具体案は私自身にもまだありませんが、自治会長はその地域の課題をよく把握していますので、そういったことを拾い上げ、それを反映できるような仕組みがあれば、少しは条例の推進の手掛かりになるものと思います。

**【C委員】**

私達の今まで行ってきた段階では、官から出される問題については審議することはできますが、私達から問題を出して、それを審議することは非常に難しいと思います。それには、先程会長が言われたように、専門的知識のある方か

からお話を聞き勉強して、ある程度問題点に対する対処方法を学んで行くことをしてからでない難しいものがあると思います。その上で、審議できる問題を自分達で見つけ出すということは、非常に大切なことだと思います。

#### 【B委員】

この委員会の役割は、評価することですので、チェック機能になると思います。それを行うには、何かがなされていないといけないわけで、何がなされているのか、それがどういった方針、目的で行われているのかを見ることであり、「PDCA」で言いますと、「PD」がなければ、「C」のチェックができないことになります。まちづくり基本条例の本旨は、自分達のまちをよりよいものにして行くことですので、そのために行政、市民、議会は何をしようとしたのかということが出て、それが審議の対象として挙がり、それについて情報公開、参画は上手く行ったか、協働についてはどうかという視点から、我々が審議し、提言ができるものと思います。何がどのように行われたかがない限り、この委員会は機能しないと思います。ただ、基本条例第21条第3項には「そのほか」という規定があり、提案することもできる部分もありますので、プランの部分について、提言できるのではないかとも思われますが、本来はチェック機能の部分になると思います。

#### 【A委員】

F委員から「瑞穂市の選挙の投票率が低い」というお話がありましたが、都会の何処の地域でも同じような状況なのではと思いますが、みんなが白紙委任をしているわけで、そういった方々がまちづくりにどう関わり、瑞穂市に来てよかったと思えるような形になるための取り組みが必要なわけでありです。

瑞穂市という比較的立地条件がいい街には、優秀な人材がすごくいるわけで、そういった人材を市の為に活かす目的で、発掘し、その方達を活用する努力、そしてPR活動も、せっかく条例を作ったのであれば、これを自治会を通して配布するなど、住民が主体となった取り組みを強力に推し進める必要があるのではないかと思います。そうした体制づくりをして行かないと、これから少子高齢化の時代に突入していく中で、特に「協働」、「共助」への取り組みとしては、行政だけではとても立ち行かないことになっていきますので、これからは、「自分たちのことは自分たちでやる」ということへの意識改革を喚起するようなことを周知しながら進めて行くことが一層大切になると思います。

#### 【副会長】

推進委員会の役割として、チェックすることも必要であると思いますが、まちづくりがより進むようにアドバイスする機関であるべきだと思います。

A委員のご意見のとおり、これから高齢者社会が進展し、自治体の財政状況も非常に厳しくなりますので、地域で助け合わなければ立ち行かない時代が近づいております。私は、非常に危機感を持っておりますが、そういったことと「まちづくりがどうして必要なのか」という議論になると、話がわからなくなってしまいうわけで、例えば、私の集落もそうなのですが、独居や、家から出られない老人がおり、そういった方々が介護施設に入れるのかと言うと、年金のみで介護施設に入れる方は限られており、年金と蓄えがあってはじめて施設に入ることができるという状況が深刻になっており、介護施設に入れない老人をどうしたらよいのかという問題があります。そういった問題を地域で考

えるとき、D委員が言われましたとおり、「自治会」という組織があるわけですので、要介護の方の介護をするのに専門の方が必要で、その費用をどうするかという問題が発生したとき、その問題は自治会では対応できないので、住民の困っている問題の解決方法を自治会と行政と一緒に相談しながら取り組むという動きがこれから起こってくるということだと思います。こうしたイメージを市民の方々に持っていただくことで、まちづくり基本条例の意義を考えていただくことにもつながるものと思われまますので、地域の役割を再認識していただくことについても推進委員会の役割の一部であると思います。

### 【会長】

この委員会の名称は「まちづくり基本条例推進委員会」となっておりまして、「まちづくり委員会」ではないので、この部分が皆さんにとって熟知たる思いがある部分ではないかと思えます。条例が活かされているかどうかをチェックすることについても枠があり、「まちづくり委員会」であれば、現状に対してこうすべきだという提案をし、その情報を発信して行けばよいのですが、「推進委員会」という位置付けは、そのような役割ではないので、当然受身になってしまいます。基本条例第21条第1項は、市長からの諮問事項に答申することとなっておりますので、第3項の「そのほか」の事項は、諮問事項以外になります。審議の優先順位は、まず諮問事項になります。

ですので、諮問されたことに答えることだけでこの委員会には限界があるというご意見はよくわかりますが、諮問事項がない場合、形式上それ以外についても審議はできることになっており、諮問事項がないからこの会議を開催できないのか、また開催しないのかということについて考えて行く必要はあると思えます。ただ、そうは言っても、会議を招集し議題がない場合でも、委員には報酬が支払われるので、それならば開催しないほうがいいのではないかという意見もご尤もでして、それらを含め、これから皆さんと考えなければならぬと思っております。

そこで、1つのご提案があるのですが、諮問事項が今ない状況ですので、テストケースですが、まちづくり基本条例の3本の柱である「情報共有」、「参画」、「協働」の視点から、ある事案に照らし、それが機能しているのかどうシュミュレーション的に検証してみてもどうかと思うのですが、その事案として私が考えますのは、この委員会です。つまり、「まちづくり基本条例推進委員会」が、まちづくり基本条例の理念に沿った委員会活動として、十分機能しているのかどうか、例えば、委員の人選の事で言いますと、委員の中で比較的年齢が若い私が会長をしていることはおかしいのではないかとか、何で大学教員が有識者として入るのか、各団体の代表者がいいのか、委員は全員公募がいいのか、昼間の時間帯に会議を開催しているが、市民参画と言うのなら、会議は夜開催すべきではないか、もっと言うと、報酬が支払われるのは何故か、本来無報酬であるべきではないか、など、検討する余地はいろいろある思ったからです。

これは、もしかすると間違った議論になっていってしまうかもしれませんが、自分達の委員会組織が、基本の理念に沿ったものであり、機能できるものであるのか、もし問題があるのなら、それについていろいろな形で提言することも本来の我々の責務ではないかということをおもっており、試験的ですが、議論してみてもどうかということをお提案しますので、如何でしょうか。

**【F委員】**

私は条例を制定するまでは、「基本条例制定委員会」で行ってききましたので、条例が制定されてからは、この推進委員会が引き継いで、当然この条例に基づく取り組みを推進する役割があるものと思っております。ここに居る委員さんは全員、それを了解の元選任されているのかわかりませんが、当然そういった意識を持って来てみえるのものと理解しておりますが、それは間違っているのでしょうか。

**【会長】**

信じてはおりますが、確信は持っておりません。正直、私自身もこの委員会に来る前は、一夜漬けの勉強しかしておりませんでした。それで、まさか会長を拝命すると思っておりましたが、私は「会社法」が専門で、取締役会や株主総会の会議の仕組みについては専門なので、規定に沿った会の運営はできるのではないかという思いがありました。ただ、推進委員会のメンバー全員が専門家である必要があるのか、また、全員が素人でなければならないのかについて、C委員のお話にも関連しますが、市民の声という意味では、全員が有識者である必要はないと思っております。その一方、個人的な見解ですが、この委員会は活動の仕方によっては、特定の考え方に偏った方向へ持っていくことも可能ではないかという危惧もあります。まちづくり基本条例は、条例の性質上、国で言いますところの「憲法」に近い、最も上位に位置するものになりますので、その下位にいろいろな条例が位置付けられている構成になることから、他の条例に手を突っ込むことができる要素があると思われれます。そのことが良い、悪いという意味ではなく、この委員会をどう運営するかによって、この組織が形式的な「お飾り」になってしまうのか、悪い影響しか出ないので、「潰してしまえ」ということになるのかということにもつながる、非常に怖い部分があるという意味でして、すべてにおける試金石にもなりうるわけです。

そういった事情からも、検討する余地があると思えます。

**【F委員】**

私は有識者としてここに来ているわけではありませんし、商工会から推薦されて来ているということではありますが、あくまでも一般市民という立場で参加しているわけです。まちづくり基本条例の基本理念は、「協働」ですが、第3章にあります「市民の権利及び責務」では、「市民は自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。」となっております、委員になれる方は、市民であればどなたでもよいということになっています。

**【会長】**

そうであるのなら、全ての委員は公募で選ばなければならないということになりますね。

**【F委員】**

それでもいいと思います。

**【会長】**

こういった議論が今までなかったというのは、この委員会がなかったからなのではないでしょうか。まず、自分達の委員構成が全員公募でないといけない

のではないかという課題について検討すべきであると思います。そうゆうご提案をしているわけです。

#### 【F委員】

公募の場合、応募があるかどうかわかりませんが、失礼ですが、公募で応募された方が偏った意見を持つ方で集まると、よくない方向に行く可能性があるわけですし、そういった問題もよく考えないといけないことです。

ある程度市で、広く関係する団体等から見識のある方を選考していただいた結果で、委員構成がこのようになっているのだと認識しています。

公募委員の割合が何割が適正かということにはわかりませんが、私としては、今日ここに居る委員の方で任期まで推進委員会を進めて行くことに差し支えないと思っております。

#### 【副会長】

会長が「試金石」とおっしゃったことは、私も非常に同感するところがありまして、いろいろな委員会資料がありますが、資料を基に活発な議論がなされることで、市民と行政の意見が揉みあうことで、例えば、事務局案と違う案に変わることがあり、その結果、市民の意見に沿ったものになることとなります。推進委員会は、いままでたくさん行われてきた審議会等の協議体の総決算として、根本的などころから一度考えてみて、議論したうえで、従前からある審議会等のあり方についても見直すことになって行けば、これは画期的なことだと思います。

#### 【会長】

この委員会の人選が悪いということを行っているわけではなく、F委員と議論したような内容自体が期待していた内容なので、委員全員を公募にした場合、団体推薦の方だけにした場合、外部からの有識者だけにした場合にどのような問題があるのかそういった議論があってもよいのではないかという意味でご提案したので、この委員会の人選が悪いということではありません。

ただ、この会議がどれくらい重要で、委員の責務がどれくらい重いものかということを知りたいという認識をいただくためにも、F委員と議論したようなことが必要であるとは思っています。

実は、前回の会議で、「私はなんでこの会議に居るのか」ということを言われた方がありまして、この会議は、非常に重い責任がある会議と思っておりますので、そうゆう意味では、かなりの覚悟で望んでいただきたいと思います。なぜかと言いますと、「まちづくり基本条例」がどれだけ重いものなのかを知っていただければ解ると思います。だからと言って、専門知識がなければいけないということではなく、市民の声をまちづくりに反映させることが最大の目的になりますので、市民の声というのが利害関係団体から出てくることなどについての議論や、有識者についても他の有名大学から連れてきたほうがよいなどの意見もあってもいいと思います。この推進委員会を壊したいということではなく、現状ある状態が当たり前で正しいことであるという認識でなく、どういった委員構成であれば、バランスのとれた条例の基本理念に叶う議論が進められるかという視点で議論してみてもどうか、また、市からの諮問の件についても併せて検討してみてもどうかというご提案です。

### 【B委員】

会長のお話には合わないことですが、私の提案ですが、1997年に大阪の箕面で日本で始めてまちづくり条例が始まったと聞いておまして、その後、それが自治基本条例などいろいろな名前で、全国に両円の火のごとく広がったということですが、これは、民主の波と言いますか、自治の波がその時期に住民間に広がったものと思います。その原因は、自治体の財政的な問題もあったと思われませんが、瑞穂市がこの条例を制定するにあたり、どのような経緯があったのか、その時の理念はどうであり、きっかけとして何があったのかを知りませんので、教えていただきたいですが、先進的に取り組まれた自治体では、どのような思いでこういった条例を制定したのか、その目的が、行政をチェックする目的なのかもしれませんし、また、それだけではなく、バランスをとるための仕組みとして設けられたものかもしれません。ですから、基本条例を制定された全国各地の先進地における取り組みの中で、見本になるようなものがあると思います。そういった事案について調査してから、先進地の取り組みをモデルとし、この推進委員会のあり方を検討しては如何でしょうか。

我々は、オンブズマンであると思いますがどうでしょうか。

### 【F委員】

その地域の生い立ちから、生業まで非常に大きな違いがありますので、先進地で行っていることが成功したからと言って、瑞穂市にそれを当てはめられるかと言うと、2、3件調べてみましたがとても無理があると思います。

瑞穂市のまちづくり基本条例の制定は、まだ「イ・ロ・ハ」の「イ」ができた段階であり、瑞穂市として独自に考え、我々が知恵を出してみたいうえで、先進地の取り組みは、あくまでも参考として捉えないといけなのではないかと思えます。高度な取り組みから見てしまいますと、まだ定着していない瑞穂市の基本条例にそれを当てはめるのはことは、まだ難しいと思えます。

私は、中心市街地活性化委員をやっておまして、先進地を見て来ましたが、その取り組みは瑞穂市とは全く違っており、ある街に行ったとき、その街は下水道整備はもう10年か15年前に終わっており、インフラ整備はすでにできているので、中心市街地活性化のため、自治体が毎年4億円をつぎ込んでいるということを言われました。それは、首長さんの強い意思も働いており、その影響で職員給与も抑制されているとのことでした。

しかし、その街の職員と話をしてみると、みんな生き生きとしていて、首長さんの主旨をよく理解されていますので、「我々の状況と話が合わないね」と、言った覚えがあります。他市の取り組みは勉強になりますが、やはり瑞穂市の基本条例で普及活動を行い、市民が動き出す芽を作り出し、それができた段階で次のステップにシフトすることが一番良いと思えます。

### 【D委員】

素朴な質問になりますが、私が公募委員として応募させていただきましたが、「まちづくり基本条例推進委員会」という組織を通し、いろんなことを発信できるのではないかと気持ちでおったわけですが、ところが、基本条例第21条は、諮問を受け答申することが主になっており、第3項には「諮問される事項のほか、」となっており、「ほか」は、影が薄いように思えますので何故このようなことになったのか教えていただきたい。

### 【副市長】

ちょうど私が企画部長の時に、まちづくり基本条例の策定に携わってきたわけですが、まず全国で始めてこういった条例が制定されたのは、北海道のニセコ町になりまして、2001年4月に施行されたものです。ニセコ町において何故条例が制定されたのかと言いますと、先程のお話にも出ておりましたが、地方分権推進法などが成立したことにより、各自治体が自主性を持って運営していかなければならないこともありましたが、財政的に逼迫していた状況などの理由合間って先進的に作られたということです。それで、瑞穂市が何故この基本条例を作ったのかと言いますと、市長のマニフェストに掲げられていた項目であったことに起因しております。市長は、「市を動かす主体は市民だ」という考え方で立候補されたわけでありまして、当選した暁には、この条例を制定したいという思いがあり、それを私達が策定してきたという経緯があります。

策定過程ではいろいろな議論がありました。先進地の条例についてもいろいろなところのものを見て比較検討しました。その結果やはり、「身の丈に合ったところからスタートしよう」という結論になりました。議会においても、「議会基本条例」が必要ではないかと提言をしようとした矢先に、「議会基本条例」を制定され1月31日から施行されましたので、基本条例が制定される前にこういった動きがあったということでは、思わぬ副産物も生まれたということで、条例を作ったからそれで終わりなのかと言うと、そうではなく、この条例がどのように市民に伝わり、なおかつ、これに沿ったまちづくりが行われているかどうか「条例の制定委員として見届けたい」という意見がありましたので、第21条の推進委員会の規定を設けたわけです。それで、その推進委員会は、どの程度の権能を持つのかということになりますが、諮問がなければ会議を開催できないということであれば、先程来お話があったとおり、受身のものとなってしまいます。それだけでなく、基本条例がどのように機能しているか市民の立場からも見ていただくものとしております。推進委員会のメンバーは、団体推薦の方も公募の方も見えますが、いずれの方も市民になりますので、先程の議論をお聞きし、瑞穂市も「ここまで進んで来たんだ」と大変明るい見通しをしておるところです。何故かと言いますと、私も37年間ずっといろいろな審議会を見てきましたが、ここまで皆さんが自分たちの思いを1つの場でお話される会議はそんなになかったわけです。しかし、昨今の審議会においては、ほとんどこういった形で、活発な議論を交わすことができるようになってきました。ポジティブに捉えれば、こういった議論ができるようになったということが、そもそもの成果であり、委員さんそれぞれの生活の場において、「どういったことをすればより効果的な取り組みになるのか」という議論を具体的な施策にどうやって反映させるのかというところまで進めて行ければ、それで良いのではないかと考えております。

条例の細かい文言に捕らわれることなく、先程もD委員のお話に出た、市民に係る根源的な組織がまず「自治会」で、そこを原点として、そこにどうアプローチしていくかということを考えることは、行政側の課題でもあり、皆さんもそういった観点からご意見を頂ければ、ありがたいというような気持ちでご意見を聞かせていただけたところです。

### 【会長】

今のお話ですと、私が考えていた審議の対象の枠よりかなり広いものになるということですかね。副市長と副会長のお話は同じで、積極的なアドバイザー

ということになりますね。最初は、市長からの諮問に対するアドバイスという消極的な意味で捉えていましたが、そうではなく、推進委員会から積極的に提案するアドバイスという意味で捉えてもよろしいのでしょうか。

この条例の策定経緯については、議事録等を拝見してみましたが、それでは全くわからなくて、どこまでができるのかという部分がわかりづらいところですが、会長の権限ではつきり申しますが、「どんなことでも提案できるのか」という点に関しては、あくまでも条例に即して議事を進めますので、議事は「情報の共有」、「参画」、「協働」の条例の基本理念の範囲を超えているものと判断される案件については、議題として取り上げないこともできますので、議事をコントロールすることができなくなるような案件については、考えて進めさせていただきます。

#### 【F委員】

市民参画のまちづくりが主体になりますので、市民が参画できる場をこの推進委員会を通して生み出せる取り組みも必要なことではないかと思っております。「まちづくりセンター」など、核となる組織を作って進めたほうがよいという提言をしてもよいと思います。

#### 【会長】

具体的に形にならないことには市民からの反応は得られないということですね。戦略的には解りますが、議題としてそういった考えを取り上げていくのかどうかは今後の課題になると思います。

#### 【副会長】

一つ検討していただきましたのですが、具体的な取り組みの提案ですが、今「合併10周年記念事業実行委員会」で活動されていますが、5月6日に記念式典が開催されるようですが、その式典の時に、まちづくり基本条例のPRを何らかの形で行うことを決めていただきたい提案なのですが、推進委員会の議事として取り上げるものになるのでしょうか。

#### 【会長】

普及啓蒙活動は、この委員会の大きな役割の柱になるものですので、よろしいかと思えます。

#### 【副会長】

実施できるのであれば、どんなイメージでPRするか、皆さんからアイデアを出していただければ、行政側も助かるのではないかと思います。

#### 【会長】

副会長がおっしゃられたとおり、この条例ができて、何が変わったのか、何が変わるのか、どんなことができるのかということは、必ず市民から聞かれることになります。「10周年記念事業実行委員会」に関しては、行政の方が気を使っておられ、現実には大きく機能していると思いますが、そのことが一般市民の方から見えるかどうかと言うと、そうゆう訳ではないのでどのようにアピールするかが大きな問題になると思います。PRの案件は最初の案件になりますので、皆さんのご意見をお伺いして決を取りたいと思います。



まちづくり推進委員会として、合併10周年記念事業実行委員会へ記念事業のイベントの中で、「基本条例PR啓蒙活動の場を提供して欲しい」という要望を行うかどうかということになります。

**【D委員】**

今の提案動議は、基本条例第21条第3項に基づくものと理解してよろしいか。

**【会長】**

第11条とも言えますし、いろいろな条文と関連しますので、一概に第21条第3項とは言い切れません。根拠規定の部分にあまりこだわらず、普及啓蒙活動の一環として、「5月6日に基本条例のPRの場を設けていただくことを要望する」ということで皆さんご賛成いただいてもよろしいでしょうか。

**（異議なし）**

ご異議ございませんでしたので、要望することを決定しますが、どのような形でPRするかについては、次回この会議の場で審議したいと思います。

私の基本的な方針としまして、行政に丸投げしてしまうと、「市民参画」、「協働」になりませんので、この推進委員会が主体的にPR活動を実施する方向で進めたいと思います。10周年記念事業実行委員会には、PRできる時間を教えていただき、どのようなPRをするのかについては、行政の知恵も借りながら決めたいと思います。自分達が汗をかくことが、協働の取り組みとしてまず必要なことであると私自身感じておりますので、皆さんでご協力いただき実施したいと思います。

**【F委員】**

なんとなくPRしてもだめで、PRする部分の要点を絞って、重点的にやらないといけないと思います。市民の心に響かせるために切実に訴える部分も必要と思います。

**【会長】**

そういった意見をいただいて、決めて行きたいと思います。

その具体的な内容となりますと、なかなか難しいとは思いますが。

**【副会長】**

「絆」実行委員会という活動を行っておりまして、「絆コンサート」を実施したとき、この基本条例の紹介をさせていただいたのですが、それは、私と、市の前担当者として、コント形式でやったわけですが、2人でかけあいをするというものなのですが、そのときの音源があったと思いますので、もしよろしければ、皆さんにそれを聞いていただき、次回の審議の叩き台にすると良いのではないかと思いますので、如何でしょうか。

**【会長】**

次回推進委員会は、「是正請求手続条例」の件で、高梨先生の招聘の件もありますので、そのときに5月6日の普及啓蒙活動のことも含めて審議したいと思います。皆さんには、そのときにどんなPR活動をしたらよいか、アイデアを持って来ていただきますようお願いいたします。行政の方には、10周年記念

	<p>事業でのPRの場の提供の件と、PRできる時間についてご確認いただければ幸いです。</p> <p><b>【企画部長】</b>      今回の会議で確認してお答えさせていただきます。</p> <p><b>【B委員】</b>      やはり、この会議は市長からの諮問答申が第一義的な目的になりますので、「情報の共有」、「参画」、「協働」したことについて、テーマを毎回1つ、2ついただかないといけないと思うのですが。それがないとこの委員会は機能しないと思います。</p> <p><b>【F委員】</b>      B委員の言われるとおり、諮問がないとこの委員会は機能しないと思いますので、PR活動だけでこの委員会を開くのはどうかと思うのですが。</p> <p><b>【企画部長】</b>      市においても「情報の共有」という観点で、情報提供に関する取り組みをしておりますが、「参画」や「協働」という部分で、皆さんのお話にありましており、うまく機能していない状況もありその辺りを考慮しますと、現状で諮問できるかどうかまだ難しい状況です。今後の課題ということでご理解いただき、諮問については、検討させていただきたいということによりお願いいたします。</p> <p><b>【会長】</b>      今回は、今回の積み残し案件を終らせたうえで、市からの諮問が無い場合、この委員会を開催しないかどうかについても審議させていただくということで如何でしょう。      （意義なし）</p> <p><b>閉会</b>      （次回の開催日の調整を行い、2月下旬を目処に第3回の会議を開催することを確認し、会長が閉会を宣言した。）</p>
事務局 (担当課)	<p>瑞穂市 企画部 企画財政課</p> <p>TEL 058-327-4128</p> <p>FAX 058-327-4103</p> <p>e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp</p>